

令和3年度第1回

名古屋市都市計画審議会

議事録

名古屋市都市計画審議会

名古屋市都市計画審議会議事録

1 日時 令和3年8月5日(木) 午後1時30分～午後3時00分

2 場所 名古屋市公館1階 レセプションホール

3 委員の定数、出席委員数及び出席者氏名

委員の定数 20名

出席委員数 17名

出席者氏名

(会長) 森川高行

(委員) 伊藤 亘 小松理佐子

田中淳子 田宮正道

中村英樹 服部 敦

原田守博 森 徹

吉永美香

中村 満 金庭宜雄

西川ひさし 赤松てつじ

鈴木孝之 田口一登

可児賢司 (代理 熊澤秀泰)

(事務局幹事) 藤條 聡 高木宏明

横地玉和 渡辺伸二

木下隆文 清水敏治

山本功一 森本恭行

高島 健

(書記) 倉知正行

4 傍聴者の人数 2名

5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 都市計画案件

第1号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について(付議)	[公開]
第2号議案	名古屋都市計画特別用途地区の変更について(付議)	[公開]
第3号議案	名古屋都市計画高度地区の変更について(付議)	[公開]
第4号議案	名古屋都市計画公園の変更について(付議)	[公開]
第5号議案	名古屋都市計画地区計画の決定について(泰明町地区)(付議)	[公開]

6 議事の概要

午後1時30分開始

幹 事 定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第1回の名古屋市都市計画審議会を開催いたします。

私は名古屋市都市計画審議会の事務局幹事で、4月1日付けで住宅都市局都市計画部都市計画課長を拝命いたしました清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お暑い中ありがとうございます。すでにご承知のことと思いますが名古屋市ではエコスタイル運動を実施しており、事務局一同エコスタイルで出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染防止のため、会場内ではマスクの着用をお願いしております。会場内は適宜換気のため、扉の開閉などを行いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお本日、机の上に、お1人1台タブレット端末をご用意させていただいておりますが、万が一不具合が生じた場合につきましては、お近くの職員の方へお声をかけていただきますようお願いいたします。

それでは開催に先立ちまして会議の公開について確認させていただきます。本日の会議は、内容に非公開情報を含んでおりませんことから、名古屋市情報公開条例第36条に基づきまして、公開とさせていただきます。

なお、傍聴者の定員については10名とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に僭越ではございますが、事務局の方から、本日ご出席賜っております委員の皆様を、お手元の名簿の順にご紹介させていただきます。

まず学識経験者の委員の皆様でございます。

伊藤亘委員でございます。

小松理佐子委員でございます。

田中淳子委員でございます。

田宮正道委員でございます。

中村英樹委員でございます。

服部敦委員でございます。

原田守博委員でございます。

森徹委員でございます。

森川高行委員でございます。

吉永美香委員でございます。

なお、小野全子委員、田中豊委員、秀島栄三委員は本日ご欠席でございます。

続きまして市会議員の皆様、委員の皆様をご紹介いたします。

中村満委員でございます。

金庭宜雄委員でございます。

西川ひさし委員でございます。

赤松てつじ委員でございます。

鈴木孝之委員でございます。

田口一登委員でございます。

次に、臨時委員をご紹介します。本日は、愛知県警察本部交通部長の可児賢司委員の代理で、交通規制課長の熊澤秀泰様にご出席いただいております。よろしくお願いたします。

最後になりましたが事務局幹事をご紹介します。

住宅都市局長の藤條でございます。

まちづくり調整監の高木でございます。

都市活性監の横地でございます。

都市計画部長の渡辺でございます。

防災・都市施策担当主幹の山本でございます。

事務局を代表いたしまして藤條住宅都市局長よりご挨拶申し上げます。

幹 事 住宅都市局長の藤條でございます。都市計画審議会の開会にあたりまして一言
(住宅都市局長) ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

現在新型コロナウイルスの影響で延期になっておりました、2020年、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されまして、連日無観客ながらも、選手の活躍が報じられ、盛り上がりを見せているところでございます。スポーツと
言えば、2026年の、この愛知・名古屋でですね、第20回アジア競技大会が開催されることになっておりました、大会期間中には、大会関係者1.5万人、観客約150万人がこの地域を来訪をすると見込まれております。大会の運営自体は組織委員会が行うこととなりますけれども、開催都市である本市といたしましては、大会を一過性のスポーツイベントで終わらせるのではなく、本大会の開催効果を交流人口の拡大や、国際競争力の強化など、様々な分野につなげていくことが必要だと考えております。ハードソフトの両面から都市機能が強化される絶好の機会でありまして、リニア中央新幹線の開業とともに、この機をとらえて、名古屋のまちづくりにつなげていかなければならないと考えておりますので、引き続き委員の皆様方にはお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて本日ご審議いただく案件は、第20回アジア競技大会のメイン競技会場等に関するスポーツ・レクリエーション地区について、また大会の選手村に関連する、泰明町地区について、並びに長期未整備公園緑地の見直しについての三つの案件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

幹 事 それでは、名古屋市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして会
(都市計画) 長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議 長 はい。それでは私の方で議長を務めさせていただきます。
本日は報道機関から頭撮りの希望がございます。これを認めることとしたいと

思いますが皆様いかがでしょうか。

委員 (異議なし)

議長 はい。それでは撮影を認めることとします。

(カメラの入場 → 撮影)

議長 議事に入ります前に、本日の定足数について書記に報告を求めます。

書記 定足数についてご報告申し上げます。本日の定数は、臨時委員を含めまして、20名でございます。このうち、ただいまご出席いただいております委員は17名で、半数以上となっております。従いまして、本審議会は定足数を満たしております。

以上ご報告申し上げます。

議長 はい。お聞きいただきました通り本日の会議は成立しております。

次に本日の議事録署名者を定めたいと思います。

議事録署名者は、毎回委員名簿の順番で、学識経験者と市議員の方々から1名ずつお願いしております。

そこで学識経験者の方につきましては、伊藤委員、市議員の方につきましては中村委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

両委員 (了解)

議長 はい。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。本日は都市計画案件として第1号議案から第5号議案の5議案予定されております。

これらの議事の進め方について、事前に事務局から提案があると聞いておりますので、説明を受けたいと思います。

幹事 (都市計画) それでは本日の議事進行についてご提案させていただきます。

右上に、「案件概要」と記載してある資料をご覧ください。

本日審議をお願いします都市計画案件は、「1 スポーツ・レクリエーション地区について」、「2 泰明町地区について」、「3 長期未整備公園緑地の見直しについて」、以上の3件でございます。

案件概要に記載の通り、案件1から3はそれぞれ複数の議案が関連しております。またそのうち、第1号議案「名古屋都市計画用途地域の変更について」が案件1から3で、第3号議案「名古屋都市計画高度地区の変更について」が、案件

1及び案件2で相互に関係しておりますので、案件ごとに説明、ご審議いただき、一括してご議決をいただきたいというふうに考えております。

以上、本日の議事進行についてご提案いたします。いかがでしょうか。

議長 ただいまの事務局からの提案について、円滑な議事進行のため、これを採用したいと思いますが、委員の皆様ご異議はございませんでしょうか。

委員 (異議なし)

議長 はい、ありがとうございます。
それでは事務局の提案に従いまして議事を進めます。

まず、案件1「スポーツ・レクリエーション地区について」を議題とします。幹事の説明を求めます。

幹事 (都市計画) 案件1の「スポーツ・レクリエーション地区について」、ご説明いたします。
本件に関連する議案は、
第1号議案「名古屋都市計画用途地域の変更」、第2号議案「特別用途地区の変更」及び第3号議案「高度地区の変更」でございます。

議案資料集をご覧ください。本件の議案資料といたしましては、用途地域に関するものとして、資料番号1-1の計画書、1-2の総括図、1-3の計画図。特別用途地区に関するものとして、資料番号2-1の計画書、2-2の総括図、2-3及び2-4の計画図2枚。高度地区に関するものとして、資料番号3-1の計画書、3-2の総括図、3-3の計画図、となっております。ご確認ください。

また、説明資料集の表紙の次に、案件1の説明資料をご用意いたしました。ご確認ください。

それでは、説明資料とスライドにてご説明いたします。

失礼ながら、着座させていただきます。

スライドをご覧ください。都市計画変更の概要でございます。

本件は、説明資料1-1ページの(2)都市計画変更の概要にもございますように、令和8年に予定されております第20回アジア競技大会の開催を契機とし、大規模公園におけるスポーツ・レクリエーション機能の充実を図るため、名城公園北園地区及び瑞穂公園地区において、観覧場等の用途を緩和する特別用途地区であるスポーツ・レクリエーション地区を定めるとともに、瑞穂公園地区の一部において、公園整備の進捗に伴い適切な用途地域等への変更を行うものでございます。

特別用途地区についてご説明いたします。特別用途地区とは、用途地域の指定を補完し、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和に関する内容をあらかじめ定めた上で、適用する地区を都市計画で決定するものでございます。本市では現在、文

教地区を始め、ご覧の5種類の特別用途地区を定めており、今回新たにスポーツ・レクリエーション地区をここに追加するものでございます。

スライドでは、今回、特別用途地区に追加するスポーツ・レクリエーション地区の変更計画書の抜粋をお示ししております。

計画書では、種類と面積を定めると共に、備考におきまして令和3年3月25日に公布いたしましたスポーツ・レクリエーション地区建築条例により、第2種住居地域の大規模な都市公園において、本来制限されている観覧場等のスポーツ・レクリエーション施設の用途を緩和することを記載しております。また、スポーツ・レクリエーション地区を定める理由を、大規模公園におけるスポーツ・レクリエーション機能の充実を図るため観覧場の立地を進める必要がある地区を定めるものとしております。

続きまして、スライドには総括図により、本件の対象地区である名城公園北園地区及び瑞穂公園地区の位置をお示ししております。両地区では愛知県新体育館及び瑞穂公園新陸上競技場の整備計画が進められております。

また計画図はご覧のとおりで、両地区の水色で着色した区域をスポーツ・レクリエーション地区として定めます。

それでは各地区についてご説明いたします。はじめに、名城公園北園地区でございます。スライドには名城公園の航空写真をお示ししております。

当公園は名古屋城を中心とした約80haの総合公園です。このうち、名城公園北園の区域を含む赤枠で囲われた区域が、スポーツ・レクリエーション地区を定める区域でございます。

スライドには、説明資料1-1ページの参考図(1)の名城公園北園地区をお示ししております。

赤枠でお示ししておりますのがスポーツ・レクリエーション地区を定める区域で、面積は約23ha、用途地域は第2種住居地域に指定されております。現在、名城公園の二之丸地区にある愛知県体育館を、野球場周辺に移転・新築する計画が進められております。これは、現在の体育館が竣工してから半世紀以上が経過いたしまして、施設の老朽化などの課題があったことや、二之丸地区の整備のため、現位置での建て替えが困難なことから必要な面積が確保できる野球場が適地であると判断されたためでございます。

スライドにお示ししておりますのは、今年2月に愛知県より公表されたPFI事業の契約者による愛知県新体育館の整備イメージパースでございます。バレーボールやバスケットボール、新体操に加え大相撲名古屋場所開催などに供する施設提案であり、今後計画が進められていくものになります。

続きまして瑞穂公園地区でございます。スライドには瑞穂公園の航空写真をお示ししております。当公園は、陸上競技場をはじめ、ラグビー場、野球場等のスポーツ施設が設置された約25haの運動公園です。

赤枠で囲われた区域が、スポーツ・レクリエーション地区を定める区域でございます。

スライドには、説明資料1-2ページの参考図(2)の瑞穂公園地区をお示ししております。このうち、赤枠でお示ししておりますのがスポーツ・レクリエー

ション地区を定める区域で、面積は約30ha、用途地域は、大部分が名城公園同様に第2種住居地域に指定されておりますが、図の青色の斜線で示した①の区域につきましては、今回、瑞穂公園の整備の進捗に伴い、用途地域を第1種中高層住居専用地域から第2種住居地域へ、高度地区を20m高度地区から31m高度地区へ変更するものでございます。

スライドにお示ししておりますのは、現在、瑞穂公園の南東部において建て替えの計画が進められております、新陸上競技場の、今年3月に公表されたPFI事業の契約者による整備イメージパースでございます。陸上競技全般に加えJリーグ開催などに供する施設提案であり、今後計画が進められていくものになります。

以上がスポーツ・レクリエーション地区についての内容でございます。なお、本件につきましては、議案ごとに令和3年5月13日から27日まで都市計画の案について縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画の変更を行うこととなります。

それでは、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいまご説明のありました件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、どうぞ。

特にございませんでしょうか。

ご発言はないようでございますので次に案件2「泰明町地区について」を議題とします。幹事の説明を求めます。

幹事 それでは案件2の「泰明町地区について」ご説明いたします。

(都市計画) 本件に関連する議案は、第1号議案「名古屋都市計画用途地域の変更」、第3号議案「高度地区の変更」及び第5号議案「地区計画の決定」でございます。

議案資料は、用途地域に関するものとして、資料番号1-1の計画書、1-2の総括図、1-4の計画図。高度地区に関するものとして、資料番号3-1の計画書、3-2の総括図、3-4の計画図。地区計画に関するものとして、資料番号5-1の計画書、5-2の総括図、5-3の計画図でございます。ご確認ください。

それでは、案件2について、説明資料とスライドにてご説明いたします。着席させていただきます。

スライドをご覧ください。都市計画決定・変更の概要でございます。

本件は、説明資料2-1ページの(2)都市計画決定・変更の概要にもございますように、第20回アジア競技大会後の将来のまちづくりを見据え、都市基盤の整備とあわせて都市機能を誘導するため、用途地域等の変更とあわせて地区計画を定め、周辺環境と調和した、安心と交流を生み出す次世代拠点の形成を図るものです。

ただいま、平成27年時点の航空写真をお示ししております。赤枠で囲まれた、現在、名古屋競馬場が立地している区域は、令和3年4月に土地区画整理事業の施行認可を受け、愛知県と名古屋市の共同施行によって、土地区画整理事業が行われる区域でございます。

北側には、幅員約25mの都市計画道路東海橋線が、東側には幅員約33mの都市計画道路名古屋環状線が位置しています。

スライドには区画整理設計図をお示ししております。開発に伴い発生する交通を適切に処理するため、都市計画道路2路線の改良およびこれらを結ぶ区画道路の新設が計画されるとともに、地域の利便性向上を目指し地区中心部と西側及び南側を結ぶ自転車歩行者用通路である特殊道路の新設や、安全で快適な歩行者空間の確保のための歩道の新設・拡幅が計画されております。地区中央部には、憩いの空間および災害時の防災機能を兼ね備えたオープンスペースとして、公園1箇所、約11,000㎡の整備が計画されております。また、区画道路などの下には、地区および周辺の浸水被害の軽減に資する雨水貯留施設の整備が計画されています。都市計画道路の沿道は商業施設や場外馬券売場などが予定されており、都市計画道路から離れたエリアには住宅や教育施設の導入が期待されています。

続きまして、スライドには総括図をお示ししております。本地区は、港区の北部、あおなみ線名古屋競馬場前駅の東に位置しております。

スライドには、説明資料2-1ページの参考図(1)、用途地域等の変更の内容をお示ししております。

今回、用途地域等を変更するのは、図の①～③の区域でございます。変更内容は前後対照表のとおりで、現在、第2種住居地域、建蔽率60%、容積率200%、31m高度地区に指定されておりますものを、変更後は、①の都市計画道路の沿道30mの区域と②の地区幹線道路と都市計画道路に囲まれた区域は、商業施設を中心とした土地利用を図るために、近隣商業地域とし、①の区域については、建蔽率80%、容積率300%、絶対高45m高度地区、②の区域については、建蔽率80%、容積率200%、絶対高31m高度地区とするものです。また、③の区画道路の沿道30mの区域については、周辺住宅地と調和した土地利用を図るため、第1種住居地域、建蔽率60%、容積率200%、31m高度地区とするものでございます。

次に、地区計画の決定の内容についてご説明いたします。

スライドには、議案資料5-1の計画書に記載しております泰明町地区計画を定める理由をお示ししております。第20回アジア競技大会後の将来のまちづくりを見据え、都市基盤の整備とあわせて都市機能を誘導し、大会のレガシーとして、安心と交流を生み出す次世代拠点の形成を図るものとしております。

スライドには、説明資料2-2ページの参考図(2)をお示ししております。赤枠で囲まれた部分が地区計画の区域であり、面積は約22.6ヘクタールでございます。地区の中央に土地区画整理事業で整備される公園等を地区施設として位置づけるとともに、地区内及び周辺住宅地の環境と調和を図る観点から、区域内を賑わい地区A、B、複合地区A、Bの4つに区分し、それぞれの地区の特性にあわせた土地利用を図るものとしております。

続きまして、地区計画の内容についてご説明いたします。

説明資料2-3ページに泰明町地区計画の決定計画書の抜粋がございますので、あわせてご覧ください。当地区計画の目標としましては、第20回アジア競技大会後の将来を見据え、都市基盤の整備とあわせて都市機能を誘導し、周辺環境と調和した、安心と交流を生み出す次世代拠点の形成を目指すものとしております。

方針としましては、賑わい地区Aは商業施設を中心とした本地区の顔となる賑わいと活気にあふれた土地利用を、賑わい地区Bは周辺住宅地と調和した場外馬券売場等の土地利用を、また、複合地区Aは商業施設や住宅等の土地利用を、複合地区Bは住宅や教育施設等の土地利用を図るものとしております。

建築物等に関する事項については、地区内及び周辺環境との調和を図るため、ご覧のように用途の制限を定めるとともに、容積率と建蔽率の最高限度をゆとりのある空間の形成を図るため、先ほどご説明した用途地域の変更にあわせて引き上げられる容積率300%、建蔽率80%から現行の容積率200%、建蔽率60%に戻すための制限を行っております。

敷地面積についても、賑わい地区(A)(B)では、一定程度のまとまった土地利用を誘導するため敷地面積の最低限度を500㎡とし、複合地区(A)(B)では、戸建住宅も想定されることから、その場合の敷地の細分化を防止するため、敷地面積の最低限度を130㎡と定めております。

その他に、壁面の位置の制限や、高さの最高限度等の制限を定め、地区内及び周辺住宅との調和を図りつつ、ゆとりのある空間の形成を図るものとしております。

緑化率については、緑化地域制度が適用されない戸建住宅等の小規模な敷地についても、より一層の緑化推進を図るため、各区分に応じた緑化率の最低限度10%または15%を定めております。

なお、説明資料2-4ページに用途地域等による制限と地区計画による制限を表にまとめております。

最後に、スライドにお示ししておりますのは、今年6月に公表された第20回アジア競技大会選手村後利用事業の契約候補事業者によるイメージパースでございます。提案では複合大型商業施設、大学、戸建て住宅、分譲マンションなどが計画されており、一部施設を先行整備してアジア大会の期間中に選手村として活用した後、集合住宅などに転用し、令和10年ごろに複合大型商業施設の開業を予定しております。

以上が、泰明町地区の内容でございます。

なお、本件につきましては、議案ごとに、令和3年5月13日から27日まで都市計画の案について縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の都市計画手続きでございますが、いずれも名古屋市決定の案件でございますので、当審議会でも可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画の決定及び変更を行うこととなります。

それでは、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。ただいまご説明がありました件につきましてご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。
はい。委員お願いします。

委員 はい。にぎわい地区Bについて伺いたいと思います。
先ほどの一番最後のイメージパースを画面に出していただけてませんか。この中でにぎわい地区Bは、上、真ん中よりちょっと左の上ですね。これ見ますとここは場外馬券売り場が予定されている区域ですけれども、このイメージパースを見ますと、駐車場がものすごく広いんですね。それで、一体全体この場外馬券売り場に附属する駐車場は、何台分確保する予定なのか、聞いておられれば、教えていただきたいということ。

それからもう一つ、この馬券売り場の駐車場への出入口はどこに設けられる予定なのかと。それで、なぜ何うかと言いますと、今ですね、馬券の購入ってのは、もうネット投票が主流でして、そんなに車でね、場外馬券売り場に来る人ってのは少ないんじゃないのかなと思ってらるんですね。ですから、このイメージパースの絵だけでは、建物に対して駐車場が全体の中の8割以上を占めてるので、こんな広いのがいるのかなと。それから、出入口について言いますと、上のほう、上が南かな。図面でいうと上の方ですけど住宅地になってるので、要するに南側には設けられないだろうと。それから左側、環状線の方は、信号がないのでこちら難しいんじゃないかと。そうすると、いわゆる地区幹線道路、こっちの方に、要するに北側ですね、こっちの方に設けることになるのかなと思うんですけど、そんなことも含め考えてますので、ちょっとその辺のところ、お聞かせください。

議長 はい。では幹事からお願いいたします。

幹事 (まちづくりに係る特命事項) 主幹(まちづくりに係る特命事項)の森本と申します。私の方から回答させていただきます。

パースを見ると駐車場が多いというようなご指摘いただきましたけれども、今駐車場は約850台を用意してございます。こちらにつきましては既存の規模と同程度の駐車場となっております。現在場外発売がある際には、この駐車場が埋まるようなこともあるということで今後の需要も見据えまして、850台が必要ということで計画されたと、愛知県競馬組合からはお聞きしているところでございます。

また、出入口のお話でございまして、こちらにつきましては、先ほどご指摘もあったように、地区幹線道路から出入りすることを考えておまして、環状線ですとか、南側の道路の方から出入りするということは今想定していないというところでございます。

議長 はい、お願いします。

委員 それで、泰明町地区計画の決定計画書の中の方針ってことですね、ちょっとそ

の決定計画書の図面、出してもらおうといいんですけど。方針でにぎわい地区Bについて、周辺住宅地と調和した場外馬券売り場等の土地利用を図るといふふうにされております。この、周辺住宅地と調和した場外馬券売り場というのは、具体的にはどういうイメージをされてるのでしょうか。

それからまた、「等」っていうふうになってますがね。場外馬券売り場だけではないということなので、「等」の中には何が含まれてるのかと。例えばですね、現在、名古屋競馬場の敷地に立地している会議室とか、体育館、とかいった地元関連施設の立地も検討されているのかということも伺いたいと思います。

議長 はい、では事務局からお願いします。

幹事
(都市計画) はい。周辺住宅と調和したという点でご質問いただきました。
南側の住宅地から場外馬券売り場が視界に入らないようにですね、圧迫感を抑えるために、垣または柵の構造制限において、透過性のあるフェンス等とするということにしてございまして、周辺住宅地の調和を図って参ります。

それから場外馬券売り場等、の「等」でございますが、委員がおっしゃられたような、地域の方々が利用できる、体育館機能の導入が想定されているということでございます。

議長 はい。委員お願いします。

委員 はい。周辺住宅地との調和ってのは要するに、目隠しをするということで理解をさせていただきました。

また体育館等ということで、そういうことを含めて、先ほど、駐車場の台数、私ちょっと多すぎるんじゃないかと思うんですけども、今後の計画の中でですね、これは競馬組合さんの方になると思うんですけども、適切な施設の配置を検討していただきたいなというふうに思っております。

最後にこれは意見として申し上げておきますけれども、複合地区Bには、大学が設置されるということのようです。文教施設の隣接地に場外馬券売り場がふさわしいのかという声が上がっているという報道を目にしました。まちづくりの上での調和っていう点で言うと、確かにそういう点では、大学の隣に馬券売り場ってのは、どうかなという思いもしないではないということは申し上げておきたいと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
他の委員の方から何かご意見、ご質問はございますでしょうか。
はい。委員、お願いします。

委員 はい。私もこの場外馬券売り場っていうのにちょっと違和感を感じております。
先ほど委員がおっしゃったんですけども、農林水産省のホームページを見ましたら、現在全国の中央競馬・地方競馬で、令和元年度現在で、インターネッ

トによる売り上げっていうのがもう7割から8割を占めてると。それは、その前年度から比べて、すごい大幅な伸びを示しているという記事がありました。多分それ令和元年度ですから、このコロナの中で、令和2年度ってのはもっと大きな数字になってるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味で、場外馬券売り場の売上の比率というのは多分10パーセント前後だろうということだと思っで、それが今後またどんどん減ってく可能性が高いという中で、正直これだけの施設がここに必要なのかっていうのはちょっと疑問でありますし、かつですね、ここのような車で来なければいけないような場所ではなくって、もっと都心とかなんかで、利便性の高いところに設けていただいた方が、多分、県の競馬組合の方もメリットが大きかったのではないかなというふうに思うところではあります。多分、今更それ言っても、もう覆らない話だと思っで、せめてですね、この造る施設について、先ほど委員の方からは、周辺住宅地との調和ということについて注文がつけましたけれども、私はそもそもその全体の方針として、この地区、特ににぎわい地区というのは、安心と交流を生み出す次世代拠点の核施設になるべきものだというふうに思いますので、それが、先ほどパースで出てきたような、広大な駐車場の端っこの、ちょこんと直方体の建物があるというような形ではちょっと寂しいのかなというふうに思います。

ただ、今の絵は多分、昨年秋に、後利用事業の募集があった際に示された絵だと思います。その後、いろいろ詳細には検討していただいていると思っで、ぜひですね、これからの検討の中でこの場外馬券売り場を、本当にギャンブル施設でこれまでイメージが悪くて、地区計画でも、大概の地区計画で、今回でも同じですけどもこのにぎわい地区B以外では、馬券売り場は除外施設として、必ず載ってくる施設というぐらい、ちょっとイメージが悪いわけで、そういうマイナスのイメージを払拭するような、例えばですけども、子供さんを含めた家族連れで楽しめるようなレクリエーション施設ですとか、あるいは、競馬文化とか、あるいはアジア大会の、そういったレガシーを記念するような施設。そういったものを場外馬券売り場と併設するような、そういうのを考えていただいて、まさに次世代の場外馬券売り場をつくり出して、この地区も次世代拠点にふさわしいにぎわい地区にしていただきたいと思いますし、これからその地区計画でも、場外馬券売り場は除外施設じゃなくてむしろ誘致したい施設だというふうになるぐらいのものを、ぜひ、このせっきの機会ですので、打ち出させていただきたいということで、ぜひ市の方からも、県の競馬組合、そしてその管理者は愛知県さんだと思いますので、愛知県さんの方にもぜひ強く要望をし、働きかけていただきたいということを、意見として申し上げたい。

議 長 はい。ありがとうございました。ご意見ということで承りたいと思っで、はい、どうぞ。

委 員 すいません先ほどから、委員から場外馬券売り場の話が出て参りました。私もこの競馬組合の議長も一時務めさせていただいたこともありまして、その時に多くの関係者の皆さんと接触をさせていただきまして、アジア競技大会です

とかこの跡地利用の話もさせてきていただいております。で、イメージが悪いとかっていうご意見も多々いただきましたけれども、もともとこの地域この土地には、その競馬場がありまして、多くの関係者の皆さんが、そこで生業を遂げてみえた。そして多くの利用者の方もおみえになられて、一部のファンの方には愛される地域であったということを我々は忘れてはいけないと思っております。

それからインターネットが主流になってきたというご意見もありましたが、これはそれぞれ全国の競馬場で工夫をしながら、売り上げを何とか確保するためにやってみえたことでありまして、その中の一環であることは間違いはないと思っております。しかしながら、今後この地域というものは、今、移転をされた方々の思いが詰まった地域でもありますので、その方々の思い、そしてまた、最後には理解をされて、納得をして、この地域をアジア競技大会の聖地とするということ。そしてまた、その後も、その人たちの思いが残された地域であるということ。今もって、誇りと思ってみている方々が多くみえるということ。忘れてもらっては、私はちょっといけないのかなと思っておりますので、今、委員がおっしゃったように、今後、場外馬券売り場のイメージの向上といえますか、地域と仲良くうまくやっていけるような工夫は、それはもちろん行政がしっかりとさせていただくということ。

しかしながらその中には、そうした多くの思いの方々があってこの地域の歴史と伝統が成り立っているということも忘れないような工夫もしていただきながら、その地域の活力というか魅力向上につなげていただきたいと思っておりますので、私もそれは意見であります。やはり多くの方々のご意見も聞いてきたことがありますので、ちょっとこのことだけはお伝えをしておかないといけないと思っておりますので、発言をさせていただきました。以上であります。

議 員 はい。どうもご意見ありがとうございました。
他の委員からいかがでしょうか。
はい。お願いします。

委 員 本案件に異論申し上げるものではないんですが私もコメントとして、将来のまちづくりを見据えた非常に大きなスペースを有効に市が利用できるシチュエーションにおきまして、2050年のカーボンニュートラルにおける非常に大きな変革の場所になり得るかと思っております。

先ほど場外馬券場の駐車場の話がございましたが、おそらく将来を見据えると、このような自家用車の利用というのはこれ議長が一番ご専門でいらっしゃるんですけどもモビリティ変革っていうものが、10年もしないうちに起こってくるかと思っております。本件は今までのこの審議の中で出てきたものでございますので、ここで案としてベースにあるのは構わないと思うんですが、これから先5年後10年後といったところを見据えて、適宜、この有効な広いスペースを、そういった変革のきっかけに使っていただければなと思っております。それがまさにレガシーであるとか、現状のその前身でありました競馬場であるとか、アジア大会であるとか、そういったことを残しておくための一つの有用なポイントになるかなと思

いました。以上です。

議長 はい。どうも貴重なご意見ありがとうございました。
他にはいかがでしょうか。
はい。

幹事 (都市整備部長) 担当の都市整備部長の木下と申します。アジア大会の選手村の後利用の担当をしておるところでございます。

特に場外馬券場の件につきましてはですね、いろんなところから実はいろいろご心配をいただいております、その中で公募をやってきて、今進めている状態でございますけれども、もともとこの事業自体が、ここに場外馬券場があるという前提で進めてきております。公募の前提条件になっているということがありまして、その中で、競馬組合とも調整を図りながら進めてきたという経緯がございます。その中でも、レガシーにふさわしいまちづくりについて、組合とも、いろんな議論をしながら進めてきているという状況がございます。

今いろいろとご指摘をいただきましたので、そういった点を踏まえて、この地区全体がアジア大会のレガシーとしてふさわしいような形、これ事業者さんも言ってるんですけど、安心と交流を生み出す次世代拠点となるようにきちんと関係者間で調整をしながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。
他に委員からご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは次に、案件3「長期未整備公園緑地の見直しについて」を議題とします。幹事の説明を求めます。

幹事 (防災・都市施策) それでは、長期未整備公園緑地の見直しに関する案件についてご説明いたします。

本件に関連する議案は、第1号議案「名古屋都市計画用途地域の変更」及び第4号議案「名古屋都市計画公園の変更」の2議案でございますが、これらは相互に関連しておりますので、一括してご説明させていただきます。

議案資料としましては、用途地域に関するものとして、資料番号1-1の計画書、1-2の総括図、1-5の計画図。公園に関するものとして、資料番号4-1の計画書、4-2の総括図、4-3の計画図、でございます。ご確認ください。

また、当案件は、説明資料、参考資料の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム(第2次)(概要版)」、及び、スライドにてご説明いたします。

それでは、以後は着座にて、ご説明させていただきます。

本件の説明に入ります前に、この変更の背景につきまして、ご説明いたします。長期未整備公園緑地とは、「名古屋市が事業を行う公園緑地で、都市計画決定後、

長期間が経過し、区域内に、買収が必要な民有地が存在している都市計画公園緑地」のことを示しております。平成30年3月に策定・公表した「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」では、13公園緑地について都市計画の見直しの検討を行うこととしております。お手元の参考資料「長期未整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム（第2次）（概要版）」を、ご覧ください。1ページから10ページにかけて、長期未整備公園緑地の取り組みと現状、見直しの必要性、見直しの考え方についてまとめております。8ページをご覧ください。「都市計画の見直しの方針」でございます。都市計画の見直しについては、5つの基本方針に基づき行っておりますが、第2次見直しでは、基本方針5の「計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除」につきまして、

- ・「縁辺部にあり、おおむね1ha以上、かつ8割以上宅地化している区域」、
 - ・「樹林型の公園緑地において、おおむね1ha以上、かつ50年以上非樹林地となっており、周辺樹林への影響がない区域」、
 - ・「学校グラウンド、一団の墓地など、規模が大きく移転困難な施設」、
- の3つの対象についても、削除を検討する区域として設定しております。

それでは、本件の内容について、説明させていただきます。説明資料をご覧ください。

説明資料1ページ(2)「都市計画変更の理由」でございます。本件は、先ほど説明いたしました「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」に基づき、都市計画の見直し対象とした公園緑地のうち、今回は、地元説明等を実施した東山公園について、都市計画公園の一部区域の削除を行う予定でございます。また、都市計画公園の変更に伴い、周辺の土地利用の状況や用途地域等の指定状況を鑑み、用途地域も合わせて変更するものでございます。

説明資料1ページ(3)「都市計画変更の概要」でございます。表には、今回都市計画変更を行う東山公園の概要をお示ししております。

説明資料2ページ「位置図」をご覧ください。見直し方針に基づき都市計画の見直しの対象とした13公園緑地の位置を色塗りしております。図中で丸囲いのある公園が、今回、都市計画変更を行う東山公園でございます。なお、名称に※印1のついている6公園緑地については、令和元年8月に、※印2のついている2公園については、令和2年10月に、※印3のついている2公園緑地については、令和3年3月に都市計画変更を行いました。

それでは、今回の変更について、スライドを用いて具体的に説明いたします。スライドをご覧ください。

東山公園は、昭和22年に都市計画決定され、現在計画面積が約253.0haの総合公園でございます。黄色の区域が現在の計画区域でございます。東山公園につきましては、スライドでお示ししておりますとおり、複数の削除検討区域があり、地元説明を実施した区域から順次都市計画変更の手続きを進めております。青色の区域は、昨年度の第3回都市計画審議会にお諮りし、令和3年3月10日付けで都市計画公園の区域から削除いたしました。そして、赤色の区域が、今回の都市計画審議会にお諮りする区域となります。残りの黄色の区域は、地元説明が終

わり次第、都市計画審議会にお諮りする予定でございます。

次に、スライドでは説明資料3ページの参考図(その1)をお示ししております。東山公園の具体的な変更内容でございます。凡例にあるとおり、赤で色塗りされている部分が宅地化の進行区域で、今回削除を行う区域でございます。変更後の面積は約243.4haになります。

スライドの中央右側の点線の四角でお示している区域につきまして、用途地域の変更がございますので、ご説明いたします。

スライドでは説明資料4ページの参考図(その2)をお示ししております。東山公園の区域見直しに伴う、用途地域の変更内容でございます。赤枠で囲った部分が、今回変更を行う区域でございます。公園を削除する区域のうち、周辺の用途地域の指定状況や土地利用の状況、道路の整備状況、隣接地との調和、これまで風致地区として良好な風致が維持されていたという背景を考慮し、東山公園線南側の沿道20mの区域につきまして、風致地区を維持しつつ、用途地域の種別を第一種低層住居専用地域、容積率50%から、第二種低層住居専用地域、容積率100%に変更するものでございます。

以上が、長期未整備公園緑地の見直しに関する内容でございます。

なお、本件につきましては、議案ごとに令和3年5月13日から5月27日まで、都市計画の案について縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画変更を行うこととなります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。ただいまご説明がありました件につきましてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

はい。委員。

委員 私が市の職員だったときに、この見直しに関わったこともありまして、その辺りからの経緯も含めてちょっと意見を申し上げたいと思います。

実はこの都市計画公園緑地の見直しというのは、平成19年度、平成20年3月に、第一次の見直し方針と整備プログラムの策定をいたしております。その時は、この藤巻の地区は、第三期整備地区ということで、当時平成40年以降に整備をすると、令和だと10年ぐらいからになるんですかね、そういう整備地区に一応位置付けられて、引き続き整備をしてくんだ、という方針を出していたわけでありまして。ところが、地元の住民の皆さんから、藤巻の緑を守りながら、ここで自分たちも住み続けたいという強いご意見が出て参りまして、都市計画公園を削除する代わりに、緑を、現状を凍結的に残すための、特別緑地保全地区を指定してはどうかというような案が当初出て参りまして、そういったことを軸にして、地元と市、それから学識経験者の皆さんとかコンサルタントの皆さんが入って、勉強会が始まったと。その後いろいろ積み重ねがある中で、全住民の方へのアンケート

ートを実施したりとか、あるいは、検討主体も住民有志から、自治会の組織に格上げをされるというような形で、地元の意見の集約が進みまして、平成 27 年度には、その地元で藤巻町まちづくり構想というものが策定をされております。その中では、藤巻町を、自然と共生する緑豊かな環境の住宅地として、維持していきたいということで、そのために、敷地の最低規模や建物土地の用途制限、それから敷地内緑化のルールなどを定めた建築協定を締結していこう、そういうことを目指していこうということが盛り込まれております。こういったことを受けて名古屋も、平成 29 年度に策定をされました、第二次のこの方針の中では、この地区を都市計画公園の削除という方針に変更をしたわけでありまして。そして地元説明会等を経て、今回この公園削除の手続きが、都市計画審議会という最終段階まで進んできておるんですが、ところがその地元のまちづくり構想に基づく建築協定の締結の取り組みなどは、その後、あまり進展を見ていないということで、公園削除だけが今、先行してしまっているというような状況だということでありまして。

今申し上げたように、この地区の見直しというのが、単に宅地化が進んで、もう市としても公園整備これできないから諦めますと。だから皆さん、宅地化してくださいというようなことではなくてですね、地元でぜひ藤巻の緑を守りたいということに、かつそれで住み続けたいということなんですけども、そこに原点があったということ踏まえますと、この都市計画公園の削除のみが先行することで、今までその公園計画があることで、まがりなりにも守られてきた、規制がかかって制約を受けて緑が残ってきた、そういったものが切られることになり、ある意味無秩序な宅地化が促進されるんじゃないかということを非常に懸念をしております。

また地元でも、今、道路とか、下水道のインフラ整備、管理を何とかしたいということいろいろやってみえるということなんですけども、そういったことも、やっぱり地元がもう一步進んでまちづくりに係るこの合意形成ができないと、なかなか市との間でうまくルール化ができないと思いますし、それから一つ、私が問題だと思ってるのは、公園用地として買収した土地が、この中にやっぱり 1ヘクタール弱あるんですね、そういったものが公園削除をされると市としてはこのままだと、いわゆる払い下げと言いますか、いろんな形で、また民間にお返ししていくというようなことも、今後予想されるということでございまして、できれば地元が策定をされたまちづくり構想だとかあるいは建築協定を発展させた地区計画等の決定をして、それに沿って、地元と市が応分の負担をする形での、道路等のインフラの整備、管理と、買収済み用地の活用のルール化といったものをセットで進めて、何とかこの、当初の皆さんの思いである、緑豊かなこのまちを守っていくと、そこで住み続けていくというようなまちづくりを進めていただきたいということで、この公園の見直しのこと自体はもうここまで来てますから、しようがないと思いますけども、今の地元でのまちづくり特に地区計画を誘導していくという動きをぜひこれから早急にですね、進めていっていただきたいというふうに要望をしたいと思います。

以上です。

議長 はい。ありがとうございました。
事務局の方から今後の、この地区の何か進め方について、今の委員のご意見に関して何かございますか。
はい。お願いします。

幹事 (防災・都市施策) この藤巻町に関するまちづくりの件については委員の方から説明していただいた通りなんですけども、地域としましては、今のまちづくり構想では、まずはインフラ、ここの地区は、歴史的に私道の問題が非常に大きいものですから、今そちらに精力的に取り組まれているということでございます。それでまず、一部は舗装を実現したり、下水道の調整をしたりしておるんですけども、確かに建築協定等で、今進めようとしている中で、遅れていることは確かですけども、地元としては、これを構想にも、建築協定ということをおっしゃるので、まずは市としてはそちらの方で、応援をしていきたいというふうに考えておるところです。
一方で買収済み用地の話ですけども、確かに公園のために買って来た土地を、今後、売却していくわけですけども、こちらについては、関係部局と今、活用方法等について検討しておるところですので、よろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。
他の委員からいかがでしょうか。はい。お願いします。

委員 はい。私もこの話を伺ったときに、違和感を非常に感じました。
それですでに住居等が立地をしているので、公園の整備のプログラムから外すということ自身については問題ないというふうに考えるんですが、その一方で現在ここは非常に緑豊かな良好な、名古屋市でも数少ない環境を持った地区だと思うんですね。その中で、今回その用途地域も含めて変更して、第一種から第二種というご説明だと思うんですが、それを行わなければならないような、その積極的な理由というのがどういったところにあるのか。これが地区の要望なのか、それとも市としての、ここをもっと立地を促進してですね、そういう環境を作っていくのか、その辺のところをちょっとご説明いただけますでしょうか。

議長 はい。事務局からお願いします。

幹事 (都市計画) はい。用途地域の変更についてご質問いただきました。
今スライドの方で周辺の用途地域の状況をお示しをしております。
まず用途地域の変更でございますけども、今回公園の整備の予定がなくなったということに変更するものでございますけども、用途地域の指定標準ではですね、幹線道路沿いの指定につきまして、ここもそうなんですけど幅員 16 メートル程度の場合には第二種住居地域というのを基本としておりますが、風致地区を通る幹線道路の沿道につきましては、特に周辺の居住環境に配慮するというので、第二種低層住居専用地域を指定するというふうにされてございます。
またこの図面を見ていただくとわかるんですけども、今回変更するところの向

かい側がですね、第一種住居地域の指定がされてございます。それから、今回変更するところの東側、図面でいくと右側のところになりますけども、同じ道路沿道におきまして、昨年度、やはり同じようにですね公園の削除に合わせて、変更を行っております。この時も同様の変更を行ってございますので、今回も同じような形の変更をさせていただきたいということでございます。

用途地域指定の安定性とか継続性のためには、一定の基準に基づいた指定がどうしても必要かというふうに考えております。

また沿道指定の考え方につきましては道路幅員によって異なっており、道路の性質を一定程度反映したものということになっておりますが、個々の道路の状況等も応じた適正な指定となるよう努めて参りたいというふうに考えてございます。

議長 はい。委員お願いします。

委員 そうすると今のご説明だとどちらかという機械的に決められてるというふうに関心はありますが、要するに幅員がこれこれの場合には用途地域はこうするということだったと思うんですが、先ほども申し上げましたけどもやっぱり名古屋市の中で、こういう環境の地区っていうのは非常に限られていると、それから幅員が同じ道路であっても、やっぱり役割の違う道路とかこうあるわけですよ。その辺のところのメリハリっていうことを、市としてはどういうふうにお考えなのかっていうことを伺ってるんですが、そういった観点については特に今回は考えられてないってことなんでしょうか。

議長 はい。お願いします。

幹事 (都市計画) 当該地区につきましては用途地域は変更いたしますが、現状の良好な環境を維持するというので、風致地区はそのままとした上でですね、用途を第二種にすることによって小規模な店舗ですとか事務所については建てることのできるように用途変更するというので考えてございます。

議長 はい。

委員 ということは、そういった小規模の店舗とか建てられるように、特に容積率は今回増えると思うんですけども、そういうような緩和をするってのは市としての施策だと、あるいは地元からの要求だというふうな理解でよろしいでしょうか。

幹事 (都市計画) すいませんちょっと今最後の方の言葉がちょっと聞き取れなかったんですけど、申し訳ございませんもう一度お願いできますでしょうか。

委員 今回その容積率が緩和されることになりますよね。てことはそういうような施設を、ここに市としてはむしろ誘導すると、市としてあるいは地元としてもしか

するとそういうお考えがあるのかもしれないんですが、そういう方向で考えられてるという理解でよろしいでしょうか。

幹事 (都市計画) 容積率が今回 50%から 100%ということになります。これによって建築できる規模の幅が少し広がるということで考えてございます。

委員 それはまさに容積率の定義なので、それはわかっているんですが、それをできるようにするために、今回この、用途地域を見直すという理解でよろしいですかという質問なんですが。

幹事 (都市計画) 今回地元からの要望というようなことではないんですけども先ほども申し上げたようにですね、指定標準、それから現地の状況っていうのを踏まえて変更させていただきたいということでございます。

委員 政策の一貫性ってのは一方で非常に重要であることはもちろん理解できるんですけども、やはり、先ほどもお話ありましたけども、結果的にここで非常に良好な環境がこれまで維持されてきているといったところで、そういった機械的な方針で見直しをかけるっていうことについて、非常に疑問を感じるということを意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。どうぞ。

委員 すいません私の方からもちょっと先ほど、委員のお話を聞いていて、ここの藤巻地区にお住まいの方のまちづくり構想っていうことがセットであるべきだと思う、私もその辺のところをしっかりと押さえた上で、この緑地が宅地、簡単に言うとなら、宅地になるということ、ここはやはり貴重な名古屋の緑地で保全されてきたということもあって、ただここに住まれる方もこの緑に親しみを持たれておそらく住んでらっしゃるここに構えてらっしゃる、こういうことだと思うんですね。ですので、やはりある程度そのルールというものもしっかりと構想としてまとめた上で、ここを保全していくっていうことも、私は非常に重要であるなというふうにお話を聞いて、そのように思いましたし、そうあって欲しいというふうに思います。

インフラ整備というお話がありました。こども当然それは必要であろうかと思えますので、このところの今回用途地域の変更ということを含めてそれを進めていただきたいと思えますけども、もう 1 回ちょっと確認をさせてください。この地元の皆様方が中心になって作られるこのまちづくり構想、緑を活かしたまちづくり構想というものは、しっかりと担保されていくのかどうか、進められていくのかどうかということについてお聞かせください。

議長 はい、お願いします。

幹 事 (防災・都市施策) まちづくり構想についてお尋ねをいただきましたが、こちらのまちづくり構想といえますのは、名古屋市が推進する地域まちづくり制度というところですね、要綱ではあるんですけども、地元の団体さんが構想を作られるものに関して、市にもご提案をいただくようなことがございます。ですので何か法的に位置付けがあるかと言いますとそうではないんですけども、地域の総意として作られた構想が、名古屋市の方にも認知されているという状況でございます、それに基づいて地域の皆さんが実現したいという内容が書かれておるといふものでございます。

委 員 それはきちんと定められていくということになっているということですので理解していいんですかってことを聞いてるんですけど、どうですか。

幹 事 (防災・都市施策) 名古屋市としては、地域の皆さんがこういったことを考えられておるといふことは、しっかり認知しております。

委 員 はい。ありがとうございます。世代が変わっていくということもね、当然長く住んでいくということがあるんですけど、ここに長く住めないという方もいらっしゃるれば、誰も戻ってこないっていう家庭もあるかもしれません。これはそれぞれの事情があるかと思いますが、そういったところにもひょっとしたら気にしてるのかなとは思いつつも、良好な緑地であるということは変わらないわけがあります。

同じく、指定都市の仙台市があります。仙台市では、仙台杜づくり、杜づくりだったかな、ちょっと名前は不確かなんですけども、広瀬川の川沿いの土地を開発する時には、必ず木を植える、こういうことで仙台市のイメージを守ると。こういうことがちゃんと柱としてあるんですね。名古屋もぜひそういったことをですね、これは緑政土木局がやるかもしれませんが、まちづくりということで考えたときにですね、俯瞰的にぜひそういったところのリーダーシップをとっていただいて、今住んでらっしゃる藤巻町の地域の方にもですね、ぜひそういった働きかけを、名古屋市の方からも積極的に行っていく、緑地保全であったり、先ほど別の委員さんからも意見がありましたけども、いわゆる脱炭素社会を目指していくという名古屋市の方針があるのであれば、是非ともそういったところにも寄与していく、そういう意味でもこの緑地の保全をどうやっていくのかといったことは重要な点だと思いますので、その旗振りをしっかりとやっていただきたいことを意見として申し上げておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 はい。ありがとうございました。

ちょっと私の方からも確認したいんですけども、今回の用途地域の変更は、地域のまちづくり構想と整合性はとれてるんですか。地域が望んでいることなんですか。

幹 事 ちょっと詳しくは分かってはおりませんが、まちづくり構想には、用途地

(防災・都市施策) 域に関することは特に言及はございません。

議 長 そのまちづくり構想、私は知らないんですけども、この用途地域を変更することによってまちづくり構想が、一部用途地域の変更することで壊れるとかですね。いわゆる整合性がとれなくなるとかそういうことは、ないんでしょうかということです。こういう機械的に沿道の用途地域を変更することによって、せっかく地元の人たちが作った、構想が一部、できなくなってしまうということはないのかという確認ですが。

幹 事 沿道の用途地域の変更についてご質問いただきました。
(都市計画) 今回の沿道の用途地域の変更につきましては、特にまちづくり構想を踏まえたというものではございません。あくまでも都市計画公園の区域から外れるということと、あと沿道の土地利用、幹線道路がもう整備済みでのところでございますので、そこで一定のものを許容するという事で用途地域を変更するものでございますが、先ほど申し上げましたが、風致地区についてはそのまま指定を継続してございますので、地域の皆様が望まれているような、緑豊かな環境というのは、引き続き担保されていくというふうに考えてございます。

議 長 はい。そのように願いたい。この用途地域の変更が、それを壊すということが、ないようにしていただきたいと思いますが、何か追加でご説明。はいどうぞ。

幹 事 先ほどから用途地域の変更についてご質問・ご意見をいただいております。今回、この藤巻町の幹線道路の沿道について、用途地域の変更をして参るわけでございますけれども、先ほどもお答えをさせていただきましたように、やはりこの地区の非常に重要なポイントというのは緑溢れるというところで、それは未整備公園だったということももちろんながら、風致地区がかかっているところがございます。この風致地区については今回の用途地域を変更するとしても、風致地区は依然として維持するという事でございます。

また、用途地域の変更内容もですね、第一種低層住居専用地域から第二種低層住居専用地域、ちょっと専門的になりますけども、第一種低層住居専用地域ですと、基本的には住宅か、兼用住宅ですね、店舗だとか、飲食店だとかはやってもいいんですけど、あくまで住宅と併設でなおかつ店舗が50平米までしか建たない。できない。それをこの第二種にすることによって、兼用でなくてもいいんですけども、店舗は150平米まで緩和され、逆に言うと、150平米までの、小規模な店舗までは単独でもできるようになるというものでございます。そういった意味ではこの幹線道路の沿道にですね、瀟洒なレストランとかですね、小規模なブティックとか、そういったものが建ちうるような用途地域の変更をしていくということで、委員から、他の地域等、一定の機械的な変更、用途地域の変更の指定標準に沿った変更ということではございますけれども、この地域の状況に即したものでないかというふうに我々考えているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

議 長 はい。ご説明ありがとうございました。
何かございますか追加の。

幹 事 構想の方、地元でですね、藤巻町の長期ビジョンというようなものをお作りになられていまして、その中で住宅地のルールということで、建築協定で今後考えていこうとしている案というのをお示しいただいております。その中で書かれているものが、敷地の最低規模の制限、或いは建物や土地の用途等ということで、例えばワンルームマンションというような、狭小な共同住宅はやめていこうとかですね、資材置き場だとか、そういったものはやめていこうと、それから敷地内をしっかりと緑化していこう、そういうようなルールを決めていこうという方向を出されております。

そういった意味で、今回の用途地域の変更内容というのは、これを実現する、建築協定の内容を実現するものではございませんけれども、決してそういったことを阻害するものではないというふうに考えているところでございます。

議 長 はい。ありがとうございました。
他の委員からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それではご発言もこれ以上ないようでございますので、これまで事務局の説明を受けて質疑を進めて参りました各案件の議案についてお諮りしたいと思います。

まずは案件1は何もご意見は出ませんでしたけれども、案件2のですね、5号議案になりますかね。委員からご意見がありましたけど、これはご異議と受けとめてよろしいでしょうか。

委 員 異議はありません。

議 長 わかりました。委員の意見も、異議ではないということですね。

委 員 異議ではありません。

議 長 はい。あとお二方は、異議ではないというふうに、受け取りました。
それから案件3の4号議案になりますかね。都市計画公園の変更について、委員からご意見ありましたこれは異議ということでしょうか。

委 員 異議ではありません。

議 長 異議ではないということですね。
それから委員から、用途地域の変更、1号議案についてご意見がございました。これは異議でしょうか。異議ではないということですね。

はい。あと委員の方からも、異議ではないというふうに受け取っております。
ということで、すべての案件について、異議はないということをご確認させていただきました。

それでは、これらの議案につきまして、原案通り可決してよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

議長 はい。それでは原案通り可決いたします。

それでは本日の案件は以上でございます。熱心なご議論をいただきありがとうございました。これもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

事務局へ司会進行をお返しいたします。

幹事 (都市計画) 本日は長時間にわたりまして、活発なご議論、貴重なご意見をいただきどうもありがとうございました。これもちまして、令和3年度第1回都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

最後にご退席にあたりましてお願いがございます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、出口で密になることを避けるため、まずは、委員の皆様、次に、報道機関と傍聴者の皆様といった順で、分散してご退席いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、まず、委員の皆様、ご準備ができた方から順に、ご退席の方お願いいたします。

(委員退席)

はい。それでは次に、報道機関・傍聴者の皆様ご退席をお願いいたします。どうもありがとうございました。

午後3時00分 閉会

7 表決事項

(1) 都市計画案件

第1号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について	全員可決
第2号議案	名古屋都市計画特別用途地区の変更について	全員可決
第3号議案	名古屋都市計画高度地区の変更について	全員可決
第4号議案	名古屋都市計画公園の変更について	全員可決
第5号議案	名古屋都市計画地区計画の決定について(泰明町地区)	全員可決